









決 裁 伺 書

保存期間	3年	決裁責任者	市長			
分類	(C)財務-(00)財務管理-(02)執行管理-(010)予算関係資料					
簿冊名	予算関係資料綴					
收受日	令和 年 月 日	文書記号・番号	財第658号(平31年度)			
起案日	令和 元年 10月 11日	起案者	財政課			
決裁日	令和 元年 10月 28日		係長 佐久間 崇 			
施行日	令和 元年 10月 28日		(電話番号：2155)			
施行方法	例規番号		公印使用承認	文書審査		
	第 号					
件名	「使用料・手数料の算定の基本的な考え方（令和元年10月改定版）」及び「【別紙】基本的な考え方の適用状況について」の策定について					
公開件名						
決裁・合議	市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長
						
<p>行財政改革推進プランに掲げられた受益者負担の見直しに関し、使用料の算定原価に資本費を加えることや、運動施設の受益者負担割合を変更することなどについて、令和元年10月10日に開催された行財政改革推進本部にて承認されました。</p> <p>よって、平成28年度に策定した「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」及び「別表」を改定するものとし、別添のとおり改定版を策定するものとしてよろしいでしょうか。</p>						

使用料・手数料の算定の基本的な考え方

(令和元年 10 月改定版)

I 趣旨

使用料は施設を利用した場合に、手数料は特定の者のために役務を提供した場合に、実費負担的な意味で受益者から徴収するものです。

使用料及び手数料の算定にあたっては、施設の維持管理費などサービス提供に要する費用を明らかにし、一定の考え方に基づいて受益者負担額を算定することによって、負担する内容の透明性を高め、受益者となる市民の理解を得るよう努める必要があります。(算定方法の明確化)

また、受益者負担が過大にならないよう、適正な職員配置や事務事業の見直しなどによって、サービス提供に要する費用の縮減に努めることが重要です。(経費削減の取組み)

これらのことから、以下に使用料及び手数料の算定の基本的な考え方を示し、これに基づいて、受益者負担の内容が適正であるか検証するとともに、見直しによって受益者負担の適正化を図ってまいります。

地方自治法抜粋

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規則及び罰則)

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(標準事務)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(以下省略)

Ⅱ 使用料算定の基本的な考え方

1 原価の算定

施設を貸し出すためには、施設を整備するための費用や光熱水費、事務経費といった維持管理のための費用など様々な費用がかかります。また、施設によっては、施設の貸出事業だけではなく、市が主催する事業で使用する場合もあることから、どのような費用を受益者の負担とするかを明確にする必要があります。

この受益者の負担となる費用を原価として、市が主催する事業で施設を使用する場合などの面積や使用件数を除いた貸出事業に係る使用料単価を算定します。

原価に算入する費用

人にかかる費用	貸出事業や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	貸出事業や施設を維持管理するために要する費用
施設整備にかかる費用	施設の整備にかかる資本費(取得価格から補助金等の収入額を控除し、耐用年数で割った額)

原価に算入しない費用

貸出事業以外の費用	市が実施する主催事業(講座、セミナーなど)に要する費用 併設する他施設にかかる費用
施設整備にかかる費用	施設の整備にかかる経費のうち用地取得費

2 施設の性質別分類による受益者負担割合

施設の性質は、公益性の高い施設や、民間も運営している市場性の高い施設など、提供するサービスの内容によって大きく異なります。このため、すべての施設を一律の受益者負担割合によって使用料を算定するのではなく、施設ごとのサービス内容について、「市場性があるか」、「公益性があるか」という2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定します。

【市場性による分類】

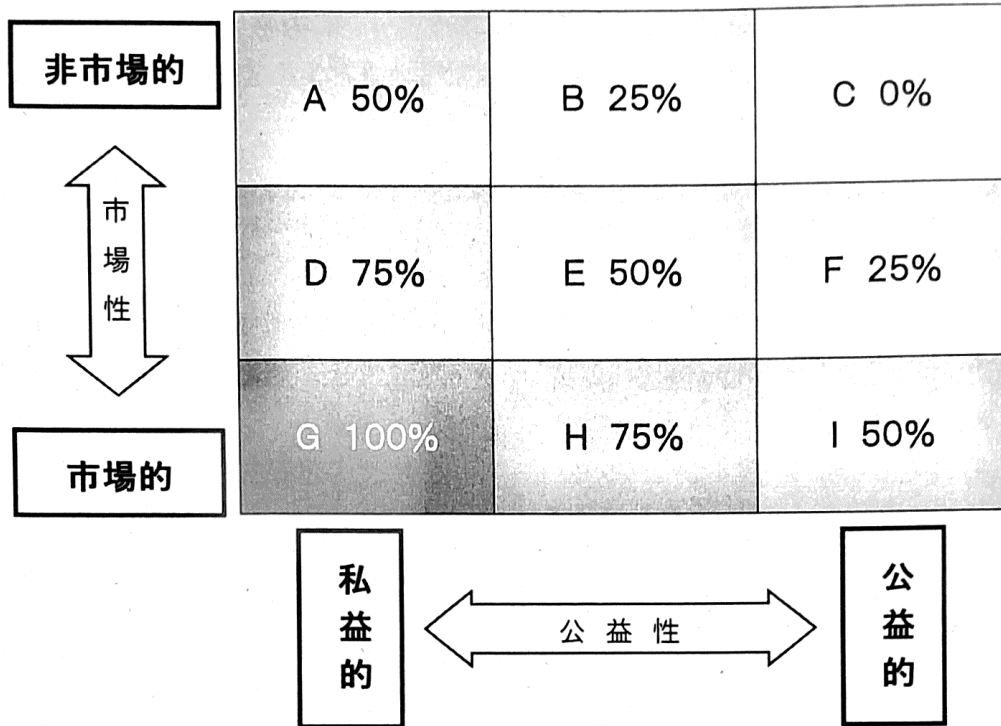
区分	市場的	非市場的
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似するサービスが、民間で提供されている施設 ・収益性が高い施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似するサービスが、民間で提供されていない(ほとんどのない)施設 ・収益性が低い施設
市場性	<div style="text-align: center;"> </div>	

【公益性による分類】

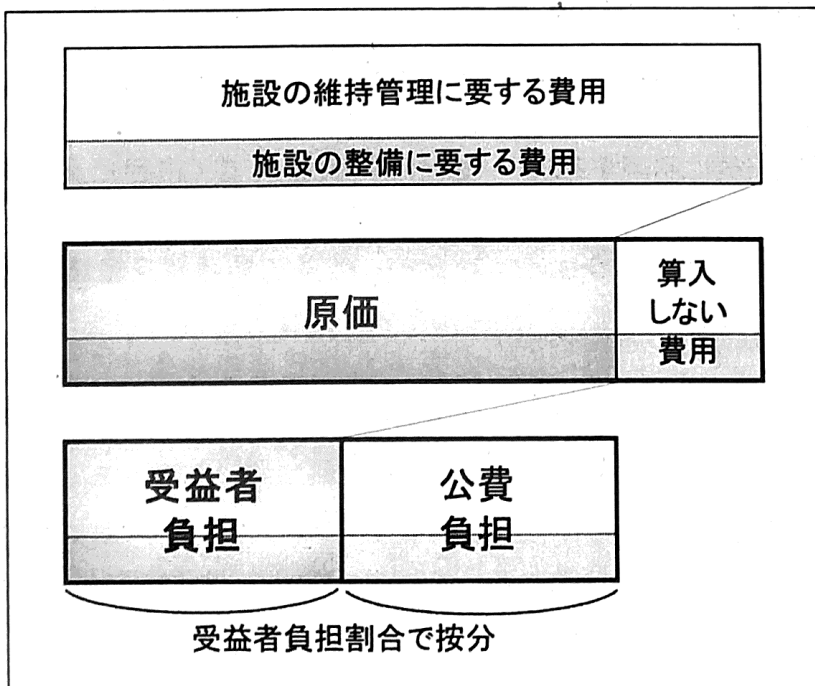
区分	私益的	公益的
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設。 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常生活を営む上で必要となる施設 ・世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 ・安全安心な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及・啓発するための施設
公益性	<div style="text-align: center;"> </div>	

【性質別分類による受益者負担割合】

市場性・公益性の分類に基づいて、施設ごとに下記9領域のいずれかに区分し、受益者負担の割合を設定します。



受益者負担の算定イメージ



3 使用料の算定

施設を使用する受益者に負担していただく使用料単価は、次の通り算定します。

①会議室の貸出しなど、面積あたりの使用料単価から1室の使用料を算定するもの

$$\text{㎡あたり1時間の使用料単価} = \frac{\text{原価(人+物+資本)}}{\text{貸出対象床面積} \times \text{年間貸出可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$$

②プールの利用など1人あたりの使用料単価を算定するもの

$$\text{1人あたりの使用料単価} = \frac{\text{原価(人+物+資本)}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$$

上記の計算は標準的な単価の算出方法とし、利用者や各施設の状況を踏まえた調整を行うことができるものとします。

4 利用者区分等による料金設定

「3 使用料の算定」により算定した使用料は、下記のような利用者区分等により、料金に差を設けることができます。ただし、単に料金を増減するのではなく、あくまで利用者負担額をふまえた料金設定とします。

① 年齢等による料金区分

各料金区分は下記の通りとし、設定するかどうかは、施設ごとに決定するものとします。

区分ごとの 一般料金に 対する割合	幼児	小・中学生	高校生
	12.5%	25%	50%
	高齢者	市外・目的外	
	75%	各区分の150%～	

② 土日・休日料金の設定

施設の状況から、利用者が集客を行うホール施設については、集客しやすい土日・休日に利用の偏りが発生するため、その利用を均すことで利便性を高めることができるよう、土日・休日料金を設けるものとします。

5 適用対象外の施設使用料

この基本的な考え方の適用対象は、「公の施設」の利用に係る使用料とします。ただし、下記の施設使用料については、適用対象外とします。

1. 法令等で使用料の算定方法等が定められている施設(無料または低額とされている施設を含む)
※法令等とは、法律、政令、施行令のほか通達や国からの通知を含みますが、本市の条例及び規則は含みません。
2. 県内の他市等の類似する施設と同じ算定方法等を適用すべき施設
3. その他、この基本的な考え方により使用料を算定することが適当でない施設

Ⅲ 手数料算定の基本的な考え方

1 原価の算定

市では証明や審査、認可など様々な役務を提供しており、これらに要する費用については、受益者に負担していただくこととします。

この受益者に負担していただく費用を原価として、事務処理を行う職員の人件費や申請用紙の作成費など、役務の提供に直接必要な費用に限定し算定します。

原価の算定にあたっては、1件の処理時間にかかる職員の費用や、必要な消耗品の費用など、1件の役務提供に要する費用を、経費の積上げによって算定するものとします。（積上げ算定方式）

原価に算入する費用

人にかかる費用	当該事務を行うために直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	申請書及び証明書等の消耗品のほか、委託料や通信運搬費など当該事務に要する費用

※ 原価の算定は、積上げ算定方式によることを原則としますが、1件当たり原価の算定が困難な場合は、年間の原価総額を役務提供件数（総数量）で除して、1件当たり原価を算定する方法（総額算定方式）など、役務の内容に応じて、適正と判断される方法によって、原価を算定することができるものとします。

2 手数料の算定

原価については、受益者に全額負担していただくことを基本とします。

$$\text{手 数 料} = \text{原 価}$$

3 適用対象外とする手数料

次に掲げる手数料については、この基本的な考え方の適用対象外とします。

1. 法令等で基準額を定めているもの
2. 県内の他市等との協議により金額を定めているもの
3. その他、この基本的な考え方により手数料を算定することが適当でないもの

IV 見直しにあたって

使用料・手数料の見直しを行う場合、現行から大幅に増額しなければならない状況も想定されることから、利用者への急激な負担増とならないよう期間及び金額の段階的な見直しを実施するものとします。

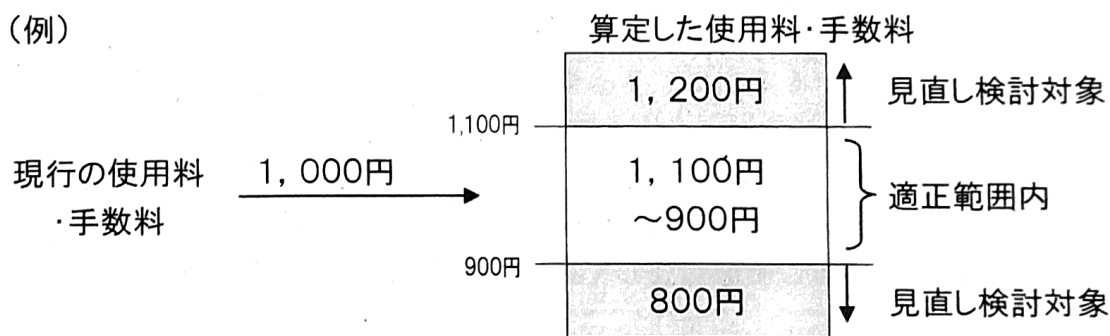
1 見直しの定期的な検討等

今後も継続的に適正な受益者負担の確保を図るため、経費削減の取組みとともに、原価や受益者負担の検証等を定期的に行う必要があります。制度改正や急激な物価変動などにより、臨時的に見直しが必要となる場合を除き、4年ごとに見直しの検討等を行うことを基本とします。

2 使用料・手数料の見直し方法

1. 見直しを検討する使用料・手数料

この基本的な考え方を変更する以外に、現行の使用料・手数料と算定式により算出した使用料・手数料を比較して「概ね±10%」を超えるかい離が生じている施設については、使用料・手数料の見直しを検討します。



なお、使用料の原価は、消費税を含まない額で算定します。手数料については、消費税非課税手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の算定と同様に原価に消費税を含む額で算定します。消費税課税手数料については、原価に消費税を含む額で算定すると、使用料の算定と同様に税抜原価で算定した場合よりも高額になってしまうので、消費税を含まない額で算定します。

2. 見直しによる激変の緩和措置

使用料・手数料の見直しについては、急激な負担増とならないよう、従前の金額からの増額幅を2倍程度に抑えつつ、定期見直し期間内において段階的な料金改定を行うものとします。

3 その他

1. 備品使用料

備品使用料の算定については、利用者が費用を全額負担することを基本とします。

算定例

$$\text{備品使用料(1回あたり)} = \frac{\text{取得単価} + \text{維持管理費の総額}}{\text{使用年数} \times \text{延べ利用回数(年)}}$$

2. 指定管理者制度を適用している施設

指定管理者制度を適用している施設についても、この基本的な考え方によって、適正な使用料・手数料を算定し、指定管理者を選定する際の仕様等に明示します。

指定管理期間中においては、料金改定により利用者見込が変動するなど、事業計画に影響を及ぼすため、定期見直しは行わず、更新に合わせて見直しを検討します。

3. その他

施設の大規模改修による貸出休止、制度改正等が予定されているなど、特段の事情がある場合は、この基本的な考え方の適用を個別に判断するものとします。

【別紙】基本的な考え方の適用状況について

1. 使用料のうち基本的な考え方を適用する施設の受益者負担割合

市場性 ↑ ↓ 市場的	非市場	茶華道センター ふなばし三番瀬海浜公園【野球場】 総合体育館 武道センター 運動公園【野球場】 運動公園【陸上競技場】 運動公園【体育館】 運動公園【弓道場】 若松公園【野球場】 学校運動場夜間照明灯 法典公園【球技場】 行田運動広場 高瀬下水処理場上部運動広場	環境学習館	市民活動サポートセンター 子育て支援センター 児童ホーム 大神保青少年キャンプ場 市道公園	A 50%	B 25%	C 0%
	市場	運動公園【プール】	市民センター 北部清掃工場余熱利用施設 勤労市民センター アンデルセン公園 視聴覚センター 市民ギャラリー 青少年会館 法典公園【集会所】 公民館 市民文化創造館 市民文化ホール	リハビリセンター【リハビリ事業】 プラネタリウム館 少年自然の家	D 75%	E 50%	F 25%
	市場的	霊園 霊堂 ふなばし三番瀬海浜公園【庭球場】 高根木戸近隣公園【庭球場】 北習志野近隣公園【庭球場】 運動公園【庭球場】 若松公園【庭球場】 法典公園【庭球場】			G 100%	H 75%	I 50%
		私益的	← 公益性 →	公益的			

2. 基本的な考え方の適用対象外の施設使用料

法令等で使用料の算定方法等が定められている施設（無料または低額とされている施設を含む）

病院、夜間休日急病診療所、かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所、さざんか特殊歯科診療所、リハビリテーション病院【診療報酬】、保健所、老人福祉センター、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム朋松園、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉作業所太陽、光風みどり園、知的障害者更生施設北総育成園、身体障害者福祉ホーム若葉、リハビリセンター【診療報酬・介護報酬】、ケアハウス、母子父子福祉センター、簡易マザーズホーム、市営住宅【住宅】、図書館、博物館、小学校、中学校、特別支援学校【小・中等部】

県内の他市等の類似する施設と同じ算定方法等を適用すべき施設

市立船橋高等学校、特別支援学校【高等部】、看護専門学校

基本的な考え方により使用料を算定することが適当でない施設

保育所、放課後ルーム、市場、下水道、霊園【霊園使用料】、駐車場、自転車等駐車場、公共施設附帯駐車場

3.基本的な考え方の適用対象外の手数料

法令等で基準額を定めているもの

戸籍謄本・抄本の交付及び戸籍に記載した事項に関する証明書の交付等

県内の他市等との協議により金額を定めているもの

屋外広告物講習会に係る手数料、市立高校の入学検査料、屋外広告物の審査・許可、屋外広告業の登録申請

基本的な考え方により使用料を算定することが適当でないもの

粗大ごみ及び事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理手数料、し尿収集、自転車等移送料、自転車等駐車場、動物の死体処理、その他の諸証明